

経済産業関係 平成25年度税制改正の主なポイント

経済活性化のための税制措置
(緊急経済対策関係)

◆研究開発税制の拡充

- ◇総額型の控除上限の引上げ（法人税額の20%→30%）（2年間）。
- ◇特別試験研究費（控除率12%）の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加。

◆生産等設備投資促進税制の創設（2年間）

- ◇生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、対前年度比10%超の場合、機械・装置の30%特別償却又は3%税額控除。

◆所得拡充促進税制の創設（3年間）

- ◇給与等支給総額が対基準事業年度（平成24年度）比5%以上増、かつ、平均給与が前年度以上の場合、当該支給増額について10%税額控除。
- ※雇用促進税制を拡充（税額控除額：20万円/人→40万円/人）。

◆教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設（3年間）

- ◇祖父母等から子・孫名義の口座等に教育資金を一括拠出した場合、1,500万円を非課税。

等

地域経済を支える
中小企業の活性化

◆事業承継税制の拡充（27年1月施行）

- ◇雇用8割以上維持要件を緩和（「5年間毎年」→「5年間平均」）。
- ◇親族外承継を対象化するとともに、役員退任要件を緩和（代表者退任要件に）。
- ◇利子税の引下げ（現行：2.1%→0.9%）、納税猶予期間が5年超の場合、5年間の利子税を免除。
- ◇民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には納税猶予額を再計算し一部免除。
- ◇その他、債務控除方法の是正や事前確認制度の廃止。

◆商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設（緊急経済対策関係）（2年間）

- ◇商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が、事業の活性化に資する建物付属設備・器具備品を取得した場合、30%特別償却又は7%税額控除。

◆中小企業の交際費課税特例の拡充（緊急経済対策関係）（1年間）

- ◇600万円まで90%損金算入→800万円まで全額損金算入

等

車体課税の抜本的見直し

以下の方向で抜本的な改革を行い、平成26年度税制改正で具体的な結論。

〈自動車取得税〉

- ◇二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止。
- ◇消費税8%段階で、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化。必要な財源は別途措置。
- ◇消費税10%段階で、自動車税について、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能等に応じた課税を実施。他に確保した財源と合わせて、地方財政には影響を及ぼさない。

〈自動車重量税〉

- ◇エコカー減税制度の基本構造を恒久化。
- ◇消費税8%段階で、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から燃費性能等に応じて軽減する等の措置。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じて課税を検討。
- ◇道路の維持管理・更新等のための財源と位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直し。

等

エネルギー需給の安定と
資源確保への万全の対応

◆グリーン投資減税の対象設備の拡充等（緊急経済対策関係）

- ◇太陽光・風力発電設備の即時償却延長。コジェネ設備の即時償却対象化（2年間）。
- ◇中小水力発電設備、定置用蓄電設備、省エネ設備（LED照明、高効率空調等）を30%特別償却（中小企業は7%税額控除）の対象に追加（3年間）。
- ◇コジェネ設置に係る固定資産税の課税標準を設置から3年間、6分の1軽減（2年間）。

◆省エネリフォーム促進税制の拡充・延長（投資型：5年間、ローン型：4年間）

- ◇投資型について、高効率空調、高効率給湯器及び太陽熱利用システムの設置工事を追加。

◆減耗控除制度の拡充・延長（3年間）

- ◇海外減耗控除制度について、
 - ①国内鉱業者要件の見直し（海外で鉱業を行っている者も対象に）
 - ②海外自主開発法人への出資比率や国内への鉱石引取比率を実態に合わせて引下げ
 - ③対象鉱種をレアメタル、レアアース等にまで拡大

等

◆印紙税の見直し（26年4月施行）

- ◇受取証書の免税点（3万円→5万円）。